

青森県農業農村整備設計単価管理要領の運用

平成24年3月27日制定

令和2年9月30日改正

設計単価の管理にあたっては、「青森県農業農村整備設計単価管理要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項について、要領の7に基づき、下記のとおり定め、運用するものとする。

記

1 設計単価の決定（要領の3関係）

農業農村整備設計単価表に掲載されていない単価については、以下により決定するものとする。

（1）特別資料により単価を決定する場合

資材単価のうち、県土整備部設計単価表及び森林土木事業基本単価表等に掲載されており、品目や規格の一致する資材は、資材単価として採用できるものとする。

（2）物価資料により単価を決定する場合

資材単価、市場単価及び土木工事標準単価については、物価資料に掲載されている実勢価格の平均値、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格を採用する。

ただし、採用した単価の端数処理については、「（6）端数調整方法」によるものとする。

また、物価資料の採用方法については、以下のとおりとする。

ア 適用時期

採用する物価資料の適用時期については次表のとおりとする。

物価資料	適用時期
建設物価 積算資料	前月号を採用する。 (例)9月号：10月1日以降公告・指名通知する案件
土木コスト情報 土木施工単価	前季号を採用する。 冬号：4月1日から6月30日までに公告・指名通知する案件 春号：7月1日から9月30日までに公告・指名通知する案件 夏号：10月1日から12月31日までに公告・指名通知する案件 秋号：1月1日から3月31日までに公告・指名通知する案件

イ 県内の各地域別単価が掲載されている場合

生コンクリートや砕石等、県内の各地区別単価が掲載されている場合は、当該工

事の施工箇所に応じて適切な地区を採用する。

ウ 都市、都道府県、地方または全国の単価が掲載されている場合

青森、東北、全国の順に採用するものとし、盛岡や仙台等の単価は採用しない。

また、物価資料 2 誌に掲載されている場合は次表のとおり採用する。

物価資料の掲載地区		採用する単価
物価資料 1	物価資料 2	
全国	全国	1 と 2 の平均価格を採用。
東北	東北	1 と 2 の平均価格を採用。
青森	青森	1 と 2 の平均価格を採用。
全国	東北	2 の東北を採用。
全国	青森	2 の青森を採用。
東北	青森	2 の青森を採用。
東北	盛岡	1 の東北を採用。
盛岡	仙台	採用しない（見積等により決定）。

（ 3 ） 国公表資料により単価を決定する場合

特別資料や物価資料に掲載されていない品目は、東北農政局等が公表している価格を採用できるものとする。

（ 4 ） 臨時調査により単価を決定する場合

ア 1 工事において、1 資材の材料単価が 1 0 万円を超え、かつ設計金額（材料単価 × 数量）が 1 0 0 万円を超えると予想される場合は、実勢価格調査を臨時的に実施し、単価を決定する。

イ 臨時調査は、下表のとおり、原則年 2 回農村整備課が発注する。

回次	要望調査	価格調査	結果報告	適用期間
第 1 回	4 月	5 月	6 月下旬（中間）	7 ～ 9 月発注
	7 月	8 月	9 月下旬（最終）	1 0 ～ 1 2 月発注
第 2 回	1 0 月	1 1 月	1 2 月下旬（中間）	1 ～ 3 月発注
	1 月	2 月	3 月下旬（最終）	4 ～ 6 月発注

（ 5 ） 見積書により資材単価及び歩掛を決定する場合

ア 資材単価について

見積依頼者名は発注者とし、依頼書には、依頼年月日、担当部署、担当者氏名及び連絡先を明記する。

見積依頼先の選定は、5 社以上を原則とする。ただし、当該品目の取扱業者が限定されている場合や特別な事情がある場合は、この限りではない。

見積徴取業者は、製造メーカーもしくは、商社等とする。

見積書の徴取にあたっては、製品名、形状寸法、品質、規格、数量、納入時期、荷渡し条件（現着単価等）、納入場所等の条件を提示して、実勢価格で見積りを依頼する。

5 社以上の見積書は、最頻度価格（同一価格が過半数以上）を採用する。最頻

度価格が存在しない場合は、異常値を排除した平均価格を採用する。

何らかの事情（メーカー、商社等の数が限定されている場合や見積書の提出を辞退された場合等）により4社以下しか見積り徴取できない場合は、異常値（見積書の平均価格の±30%以上）を排除した平均価格を採用する。

1社のみ製造している特別な資材の場合は、その見積価格を資材単価として採用する。

資材単価の端数処理は端数処理については、「(6) 端数調整方法」によるものとする。

(算出例)

例 - 1 最頻度価格が存在する場合

A社・・・90,000円/t
B社・・・56,000円/t
C社・・・55,000円/t
D社・・・55,000円/t
E社・・・55,000円/t

価格帯	1	2	3	4	5
90,000円/t					
56,000円/t					
55,000円/t					

5社のうち過半数以上の3社が同一価格であるので、最頻度価格：55,000円/tを採用する。

例 - 2 最頻度価格が存在せず、平均価格を採用する場合

最頻度価格（見積件数が6社の場合、同一価格が4社以上）が存在しないため異常値の有無を確認する。

A社・・・82,000円/t
B社・・・60,000円/t
C社・・・59,000円/t
D社・・・57,000円/t
E社・・・57,000円/t
F社・・・57,000円/t

平均値 62,000円/t・・・採用価格ではなく、異常値を算出するための平均値

許容範囲 62,000円/t×(±30%) 43,400円/t～80,600円/t

A社の見積り82,000円/tを異常値として排除する。

異常値（A社）を除いた平均価格を算出する。

$(60,000 + 59,000 + 57,000 + 57,000 + 57,000) \div 5 = 58,000$ 円/t 採用価格

例 - 3 4社以下しか見積が徴取できない場合

例 - 2と同様に異常値を排除した後の平均価格を採用する。

例 - 4 3社以下しか見積りが徴取できない場合

直近上位・下位との価格差が30%未満の場合

A社・・・・・・・・59,000円/t

B社・・・・・・・・57,000円/t

C社・・・・・・・・55,000円/t

上位との差 $(57,000 \times 30\%) + 57,000 = 74,100/t$

下位との差 $57,000 - (57,000 \times 30\%) = 39,900/t$

価格差が30%未満のため、A・B・C社の平均価格とする。

$(59,000 + 57,000 + 55,000) \div 3 = 57,000$ 円/t 採用単価

直近上位と価格差が30%以上

A社・・・・・・・・78,000円/t 異常値として削除

B社・・・・・・・・57,000円/t

C社・・・・・・・・53,000円/t

上位との差 $(57,000 \times 30\%) + 57,000 = 74,100$ 円/t

価格差が30%以上あるため、A社を異常値として削除。B・C社の平均価格とする。

$(57,000 + 53,000) \div 2 = 55,000$ 円/t 採用価格

直近下位と価格差が30%以上

A社・・・・・・・・57,000円/t

B社・・・・・・・・53,000円/t

C社・・・・・・・・33,000円/t 異常値として削除

下位との差 $53,000 - (53,000 \times 30\%) = 37,100$ 円/t

価格差が30%以上あるため、C社を異常値として削除。A・B社の平均価格とする。

$(57,000 + 53,000) \div 2 = 55,000$ 円/t 採用価格

直近上位・下位、両方との価格差が30%以上ある場合は、残り1社だけの見積りを採用せず、見積り条件を確認して再度、見積りを徴取するものとする。

イ 歩掛について

仕様、適用（施工）時期、適用（施工）場所等の条件を提示し、見積り依頼を行う。特に建設コンサルタント業務等に関する見積り依頼では、具体的な業務内容及び詳細な業務量等の明示を行う。

複数の項目（工種）が含まれる見積りを依頼する場合は、各項目（工種）の見積りであるのか、一連業務（工事）の見積りであるのかを明確にしておく。

原則として5社以上から徴取すること。ただし、特殊工事等これにより難しい場合は、徴取可能な社数とする。

決定方法は、総価による異常値（見積りの平均価格に対して30%以上の差異のあるもの）を排除した価格の平均直下の社の見積り（歩掛）を採用する。

総価とは、各項目（工種）の見積りを依頼した場合は、各項目（工種）の単位あたりの価格を指し（例 - 5：A社429,220円、B社：415,650円、C社370,950円）

円)、一連業務(工事)の見積りを依頼した場合は、一連業務(工事)の一式価格を指す。(例 - 6 : A社 940,000 円、B社 : 910,000 円、C社 810,000 円)
 見積りを1社しか徴取できない場合は、その歩掛を採用する。

(算出例)

例 - 5 項目当たり

工 詳細設計 1 km (単位当たり)					総価	適要
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	計	
	45,300	38,900	31,600	26,200		
A 社	0.4	3.0	6.0	4.0		
	18,120	116,700	189,600	104,800	429,220	
B 社	0.5	2.0	5.0	6.0		
	22,650	77,800	158,000	157,200	415,650	
C 社	0.5	2.0	4.0	5.5		
	22,650	77,800	126,400	144,100	370,950	

例 - 6 一連業務当たり

工 詳細設計業務 1 式							総価	適要
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	その他原価	一般管理費等	業務価格	
	45,300	38,900	31,600	26,200				
A 社	0.4	3.0	6.0	4.0				
	18,120	116,700	189,600	104,800	231,779	284,229	940,000	
B 社	0.5	2.0	5.0	6.0				
	22,650	77,800	158,000	157,200	224,451	275,243	910,000	
C 社	0.5	2.0	4.0	5.5				
	22,650	77,800	126,400	144,100	200,213	245,643	810,000	

例 - 7 5社の場合

工 詳細設計業務		人件費は、県の労務（技術者）単価に置き換えて再構築						
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	その他原価	一般管理費等	業務価格	適要
	45,300	38,900	31,600	26,200				
A社	0.4	3.0	6.0	5.0				
	18,120	116,700	189,600	131,000	245,927	301,579	1,000,000	
B社	0.6	2.5	4.0	6.0				
	27,180	97,250	126,400	157,200	220,336	270,197	890,000	
C社	0.5	2.0	5.0	6.0				
	22,650	77,800	158,000	157,200	224,451	275,243	910,000	採用
D社	0.5	2.5	5.0	7.5				
	22,650	97,250	158,000	196,500	256,716	314,148	1,040,000	
E社	0.5	1.5	3.0	4.0				
	22,650	58,350	94,800	104,800	151,524	185,813	610,000	異常値

見積書の平均 = 890,000・・・異常値を算定するための平均

異常値の判定 = 623,000(-30%) ~ 1,157,000(+30%)

異常値を除いた平均 = 960,000

平均直下の社の見積を採用 C社

例 - 8 3社の場合（異常値なし）

工 詳細設計業務		人件費は、県の労務（技術者）単価に置き換えて再構築						
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	その他原価	一般管理費等	業務価格	適要
	45,300	38,900	31,600	26,200				
A社	0.4	3.0	6.0	4.0				
	18,120	116,700	189,600	104,800	231,779	284,229	940,000	
B社	0.5	2.0	5.0	6.0				
	22,650	77,800	158,000	157,200	224,451	275,243	910,000	
C社	0.5	2.0	4.0	5.5				
	22,650	77,800	126,400	144,100	200,213	245,643	810,000	採用

見積書の平均 = 886,667・・・異常値を算定するための平均

異常値の判定 = 620,666(-30%) ~ 1,152,666(+30%)

異常値 なし

平均直下の社の見積を採用 C社

例 - 9 3社の場合（異常値1社）

工 詳細設計業務		人件費は、県の労務（技術者）単価に置き換えて再構築						
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	その他原価	一般管理費等	業務価格	適要
	45,300	38,900	31,600	26,200				
A社	1.0	3.0	5.0	6.0				
	45,300	116,700	158,000	157,200	257,688	316,002	1,050,000	
B社	1.0	2.0	5.0	6.0				
	45,300	77,800	158,000	157,200	236,682	290,242	960,000	採用
C社	0.5	1.5	2.0	4.0				
	22,650	58,350	63,200	104,800	134,460	164,888	540,000	異常値

見積書の平均 = 850,000・・・異常値を算定するための平均

異常値の判定 = 595,000(-30%) ~ 1,105,000(+30%)

異常値を除いた平均 = 1,005,000

平均直下の社の見積を採用 B社

例 - 10 3社の場合（異常値2社）

工 詳細設計業務		人件費は、県の労務（技術者）単価に置き換えて再構築						
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	その他原価	一般管理費等	業務価格	適要
	45,300	38,900	31,600	26,200				
A社	1.0	3.0	5.0	8.0				
	45,300	116,700	158,000	209,600	285,984	350,701	1,160,000	異常値
B社	1.0	2.0	5.0	6.0				
	45,300	77,800	158,000	157,200	236,682	290,242	960,000	採用
C社	0.5	1.5	2.0	4.0				
	22,650	58,350	63,200	104,800	134,460	164,888	540,000	異常値

見積書の平均 = 886,667・・・異常値を算定するための平均

異常値の判定 = 620,666(-30%) ~ 1,152,666(+30%)

異常値を除いた平均 = 960,000(= B社)

直近上位・下位、両方との価格差が30%以上ある場合は、残り1社だけの見積りを採用するが、可能であれば、見積り条件を確認して再度、見積りを徴取するものとする。

(6) 端数調整方法

ア	生コンクリート	50 円単位 (m3 当たり)	
		00 ~ 49 円	00 円
		50 ~ 99 円	50 円
イ	アスファルト合材	50 円単位 (t・m3 当たり)	
		00 ~ 49 円	00 円
		50 ~ 99 円	50 円
ウ	鋼材・棒鋼	500 円単位 (t 当たり)	
		000 ~ 499 円	000 円
		500 ~ 999 円	500 円
エ	その他一般資材	価格の絶対値により切捨	
		価格 < 1,000	1 円単位
		1,000 価格 < 10,000	10 円単位
		10,000 価格	100 円単位
オ	土木工事標準単価、市場単価	切り捨てにより	1 円単位

附 則

- 1 この運用は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 前運用「農業農村整備土木資材単価管理要領の運用」は廃止する。

附 則

- 1 この運用は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この運用は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この運用は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この運用は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この運用は、令和 2 年 10 月 1 日から適用する。